



Q 1 土砂災害特別警戒区域とはどこですか？

A 1 以下のホームページで確認できます。

https://www.city.yao.osaka.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_bousai_shoubou/1002088/1002159/1002162.html

また、ホームページが見られない方や、見方が分からない方は、危機管理課までお問い合わせください。

Q 2 電話を取れなかった場合、どうなりますか？

A 2 電話は一定時間呼び出すと自動的に切れますが、その後受信確認ができるまで2回配信されます。

Q 3 携帯電話・スマートフォンでの登録はできますか？

A 3 本サービスの利用は、携帯電話等によるインターネットを利用した情報入手ができない人や、緊急速報メールを受信できない方を対象としておりますので、携帯電話・スマートフォンでの登録はできません。ただし、インターネットとメール機能がない携帯電話をお持ちの方は、登録いただける場合がありますので、詳しくは危機管理課までお問合せください。

Q 4 避難行動要支援者とはどんな人ですか？

A 4 以下の方です。

- (1) 介護保険法における要介護認定3から5の認定を受けている方
- (2) 身体障がい者手帳1級若しくは2級の交付を受けている方
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている方
- (4) 精神障がい保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- (5) 日常生活における介助を要する難病患者（おおむね1日中人工呼吸器を装着している方、気管切開をしている方等）
- (6) 前各号に掲げる方のほか災害において避難支援が必要と認められる方

※地域から登録申請があった方や、令和3年以前より登録されており、かつ同意されている方等。

Q 5 代理者による申請はできますか？

A 5 申請できます。申請書の「申請代理人」欄に、代理で申請される方のお名前とご住所を記入してください。

Q 6 どのようなタイミングで配信されますか？

A 6 市が避難情報を発令する時等、緊急情報を発信するタイミングで配信します。なお、避難情報を発令する場合、防災行政無線（屋外スピーカー）や緊急速報メール（エリアメール）等による情報伝達とほぼ同時に情報配信しますが、回線の混雑状況等により、時間がかかる場合もあります。また、緊急情報になりますので、休日や深夜・早朝等の時間帯を問わず、配信することがあります。

Q 7 配信情報の「その他の緊急情報」はどのような情報が配信されますか？

A 7 屋外スピーカーを使用してお知らせする緊急情報等、河川洪水や土砂災害以外に起因する避難情報（山火事・不発弾発見等）や、市民の生命・身体・財産に危害が及ぶおそれがある凶悪犯罪の発生等の情報になります。

Q 8 緊急地震速報等の緊急情報は配信されますか？

A 8 本サービスは、登録の固定電話・FAXに対して順次配信する仕組みであり、回線の混雑の状況によっては、情報配信に一定の時間が必要となります。したがって、緊急地震速報等の事象の発生から瞬時に伝達する必要がある情報は、伝達が遅れると、混乱を招くおそれがあるため、本サービスでは配信しません。